


所管部課	総務部 文書課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正により、国家公務員の身分を有する独立行政法人について、「特定独立行政法人」を廃止し新たに「行政執行法人」を設置することとされたため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名及び職並びに職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても開示することとされているが、独立行政法人通則法の改正に合わせて、引用条項及び文言を改正するものである。</p> <p>第16条第2号ウ中「第2条第2項」→「第2条第4項」  「特定独立行政法人」→「行政執行法人」</p> <p>(2) 施行日  平成27年4月1日（法施行日と同一）</p> <p>(3) 影響及び効果  特になし</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 独立行政法人通則法の一部を改正する法律公布  平成27年1月 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。